

## 岡崎市市街地緑化事業奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、緑豊かで良好な生活環境の形成を図り、調和のとれた住み良い環境を確保することを目的として、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱に定めるところにより、新たに敷地及び建築物等（建築物及び道路から眺望できる擁壁をいう。以下同じ。）の緑化事業をする者に対し、毎年度予算の範囲内において市街地緑化事業奨励補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑化事業 生垣の設置、屋上緑化、壁面緑化、空地緑化又は駐車場緑化のうちのいずれか若しくは複数の事業を行うことをいう。
- (2) 生垣 樹木を列状に植栽したものをいう。
- (3) 屋上緑化 建築物の屋上(上部に構造物がない部分)において、樹木、地被植物又は多年草(育成期間が2年を超えるものに限る。以下同じ。)（以下「地被植物等」という。）を主体とした緑化をすることをいう。
- (4) 壁面緑化 建築物の壁面又は道路から眺望できる擁壁において、つる性植物又は多年草を主体とした緑化をすることをいう。
- (5) 空地緑化 敷地内において建築物等、工作物又は駐車場に占有されていない箇所において、樹木又は地被植物等を主体とした緑化をすることをいう。
- (6) 駐車場緑化 駐車場内の車路又は駐車区画内において、保護資材と地被植物等を併設した緑化をすることをいう。
- (7) 緑地面積 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、当該アからエまでに定める面積をいう。この場合において、アからエまでの緑地面積で重複する部分が発生する場合は、重複分を合計面積から除き、二重に計上しないこととする。
  - ア 樹木による植栽をする場合（屋上緑化、空地緑化） 高木（植栽時の高さが2メートル以上のものをいう。）を2本又は低木（植栽時の高さが0.5メートル以上2メートル未満のものをいう。）を6本植栽することで10平方メートルとする。
  - イ 地被植物等による植栽をする場合（屋上緑化、空地緑化、駐車場緑化） 地被植物等の水平投影面積（植栽後にほふくして植栽基盤を覆

う予定の面積を含む。)とする。ただし、緑地率が明らかになっている緑化資材を使用する場合は、施工面積にその緑地率を乗じた面積を緑地面積とする。

ウ つる性植物による緑化を行う場合(壁面緑化) 植栽延長に植物が壁面を覆う予定の高さ(植物を下垂させる場合、登はんさせる場合にかかわらず、2メートルまでを限度とする。)を乗じて得た面積とする。ただし、植栽延長1メートル当たりの植栽本数は3本以上とする。

エ 多年草による緑化を行う場合(壁面緑化) 植栽に覆われた部分の実面積とする。

(8) 敷地 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第1号に定める敷地をいう。

(9) 建築物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に定める建築物をいう。

(10) 道路 建築基準法第42条に定めるもの又は都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に定める緑地の内緑道をいう。

(11) 道路の後退線 4メートル未満の道路沿いに住宅等を建築する場合において、建築基準法により定められている道路の中心線から水平距離で2メートルの線をいう。

(12) 建築協定 建築基準法第69条に定める建築協定をいう。

(13) 地区計画 都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の5に定める地区計画をいう。

(14) 緑地協定 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第45条又は第54条に定める緑地協定をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「事業」という。)は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 生垣を設置する場合は、次のアからオまでの要件を満たすこと。

ア 生垣の植栽地は、道路に沿った場所とすること。

イ 生垣の植栽延長は、連続3メートル以上とすること。

ウ 生垣の樹木の高さは、地上80センチメートル以上とすること。

エ 生垣をブロック等で囲む場合は、地上50センチメートル以下とすること。

オ 生垣の樹木の数は、植栽延長1メートル当たり2本以上とすること。

(2) 屋上緑化、壁面緑化を行う場合、緑地面積は、3平方メートル以上とすること。

(3) 空地緑化を行う場合、緑地面積は、20平方メートル以上とすること。

- (4) 駐車場緑化を行う場合、緑地面積は、10平方メートル以上とすること。
- (5) 幅員4メートル未満の道路に面した場所に植栽する場合には、道路の後退線から敷地側に植栽すること。
- (6) 事業に用いる植物の種類は、土地と周辺環境に適した植物とすること。  
(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、市内の市街化区域内、建築協定若しくは地区計画により緑化に関する事項の定められた区域内又は緑地協定区域内のうちのいずれかの区域内の敷地及び建築物等において新たに事業を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができない。

- (1) 敷地及び建築物等の所有者の同意を得ずに事業を行う者
- (2) 法令に違反した建築物等において事業を行う者
- (3) 緑化工法、緑化資材等の営業を目的として事業を行う者
- (4) 販売又は展示を目的とした敷地及び建築物等において事業を行う者
- (5) 法令等の定めによる緑化の義務の範囲内において事業を行う者
- (6) 他の助成等を受けて事業を行う者
- (7) 既存の緑地の作り替えのために事業を行う者
- (8) 過去に同一の敷地内でこの要綱、岡崎市生垣設置事業奨励補助金交付要綱又は岡崎市屋上等緑化事業奨励補助金交付要綱による補助金の交付を受けた者。ただし、第9条第1号に定める保全期間が終了しており、敷地内の建築物及び工作物の建て替え等やむを得ない場合に該当する者を除く。

(補助金の対象経費)

第5条 補助金の対象経費は、事業に要する経費(以下「事業経費」という。)とする。

2 事業経費は、次に掲げる経費の合計とする。

- (1) 樹木、地被植物等及びつる性植物の植栽に要する経費。ただし、1年草及び2年草の植栽に要する経費を除く。
- (2) 植枘(高さ20センチメートル以下のものに限る。)、植栽基盤、植栽土壌(軽量土及び土壌改良材を含む。)、支柱、防根資材、誘引資材及び防護資材の施工に要する経費
- (3) 屋上緑化を行う場合は、次のア及びイに掲げる経費
  - ア 1基当たり容積70リットル以上のプランターに要する経費
  - イ 灌水施設整備に要する経費。ただし、水道管配管工事及び電気配線工事に要する経費を除く。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費については補助金の対象経費としない。

- (1) 事業のための造成工事に要する経費
- (2) 建築物等（補助対象の生垣及び生垣の支柱を除く。）その他これらに類する施設の取壊し、補強又は建設に要する経費
- (3) 事業により設置した植栽等を取り除いた後も敷地又は建築物等に付随するものに要する経費  
（補助金の交付額）

第6条 補助金の交付額は、事業経費の2分の1（以下「基準額」という。）以下とし、かつ、次に定めるところにより求められた額とする。

- (1) 生垣を設置する場合は、基準額を植栽延長（メートル）で除し、その求められた額が3,000円未満の場合は基準額を補助金の交付額とし、3,000円以上の場合は3,000円に植栽延長を乗じて得た額を補助金の交付額とする。ただし、補助金の交付額が45,000円以上の場合は、45,000円とする。
- (2) 屋上緑化を行う場合は、基準額を緑地面積（平方メートル）で除し、その求められた額が15,000円未満の場合は基準額を補助金の交付額とし、15,000円以上の場合は15,000円に緑地面積を乗じて得た額を補助金の交付額とする。ただし、補助金の交付額が300,000円以上の場合は、300,000円とする。
- (3) 壁面緑化を行う場合は、基準額を緑地面積（平方メートル）で除し、その求められた額が4,500円未満の場合は基準額を補助金の交付額とし、4,500円以上の場合は4,500円に緑地面積を乗じて得た額を補助金の交付額とする。ただし、補助金の交付額が100,000円以上の場合は、100,000円とする。
- (4) 空地緑化を行う場合は、基準額を緑地面積（平方メートル）で除し、その求められた額が1,000円未満の場合は基準額を補助金の交付額とし、1,000円以上の場合は1,000円に緑地面積を乗じて得た額を補助金の交付額とする。ただし、補助金の交付額が100,000円以上の場合は、100,000円とする。
- (5) 駐車場緑化を行う場合は、基準額を緑地面積（平方メートル）で除し、その求められた額が10,000円未満の場合は基準額を補助金の交付額とし、10,000円以上の場合は10,000円に緑地面積を乗じて得た額を補助金の交付額とする。ただし、補助金の交付額が300,000円以上の場合は、300,000円とする。
- (6) 前各号の複数の事業を重複して行う場合は、当該各号により求められ

た交付額の合計を補助金の額とする。ただし、その合計額が500,000円を超える場合は、500,000円を補助金の額とする。

- 2 前項の補助金の交付額を算定する場合において、植栽延長については1メートル未満の端数を、緑地面積については小数点以下第2位を切り捨てるものとし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付申請をしようとする者は、事業に着手する前に市長に市費補助金等交付申請書(様式第1号)を提出しなければならない。この場合において、市長は特に必要と認める書類の添付を補助金の交付申請をしようとする者に求めることができる。

- 2 屋上緑化及び壁面緑化を施工する場合は、施工することによる当該建築物等の耐震性に問題がないことを確認した上で、前項に規定する申請書を提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第8条 補助金の交付の決定及びその通知は、規則第6条及び第7条の規定に基づき、市街地緑化事業奨励補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(補助の条件)

第9条 補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 事業により設置した植栽等は、事業が完了した日から起算して5年間(緑地協定区域内にあつては、10年間又は設置後10年間を超える協定期間満了の日までの期間)はその保全に努めること。
- (2) 事業により設置した植栽等の保全の妨げとなる建築物等及び工作物を設置しないこと。ただし、前号に定める保全期間が終了している場合は、この限りでない。
- (3) 事業により設置した植栽等は、常に健全な管理及び育成に努め、周辺地に悪影響を及ぼさないこと。
- (4) 緑地協定区域内にあつては、前3号に掲げる条件のほかに当該協定の内容を遵守すること。

(事業の内容変更)

第10条 補助金の交付決定を受けてから事業に着手するまでの間にやむを得ず事業の内容を変更する場合は、遅滞なく市費補助金等変更交付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の変更交付申請を行う場合において準用する。

3 補助金の変更交付決定の通知は、市街地緑化事業奨励補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

（事業の中止又は廃止）

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市費補助事業等中止・廃止承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、その旨を市費補助事業等中止・廃止承認通知書（様式第6号）により申請者に通知する。

（実績報告）

第12条 補助金の交付決定を受けた者は、事業が完了したときは、その事業が完了した日から起算して30日経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、市費補助事業等実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 完成写真 1部

(2) 領収書の写し 1部

（補助金交付額の確定）

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書が提出されたときは、書類審査を行うとともに、必要に応じて現地確認を行い、事業の成果が補助金交付決定の内容に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、規則第11条の規定に基づき補助金の交付額を確定し、市街地緑化事業奨励補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助金の交付額の確定を通知するものとする。

（補助金の交付）

第14条 補助金は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金の交付額の確定通知を受けた者からの請求により交付する。

（補助金の返還）

第15条 補助金の交付を受けた者が第9条に定める条件を遵守しない場合は、市長は、補助金の返還を求めることができる。

（免責事項）

第16条 この要綱による補助金の交付を受けて施工した植栽等により、万が一申請者又は第三者に危害が及んだ場合においても、市は、一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付申請に係る補助金の交付については、同日以後も、なお、その効力を有する。